

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年1月の検針日から 2025年3月の検針日の前日 までの期間		2025年3月の検針日から 2025年4月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合				
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	9.71	0.88	5.05	0.46
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	19.42	1.77	10.10	0.92
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	38.84	3.53	20.20	1.84
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	58.26	5.30	30.30	2.75

区分および単位	2025 年 1 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日 までの期間		2025 年 3 月の検針日から 2025 年 4 月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
60 ワットをこえ 100 ワット までの 1 灯につき	97.10	8.83	50.49	4.59
100 ワットをこえる 1 灯につ き 100 ワットまでごとに	97.10	8.83	50.49	4.59
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	29.00	2.64	15.08	1.37
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	58.01	5.27	30.16	2.74
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	58.01	5.27	30.16	2.74
(b) 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	0.78	0.07	0.41	0.04
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	1.57	0.14	0.81	0.07
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	1.57	0.14	0.81	0.07
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	15.65	1.42	8.14	0.74

区分および単位	2025年1月の検針日から 2025年3月の検針日の前 日までの期間		2025年3月の検針日から 2025年4月の検針日の前 日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.65	1.42	8.14	0.74
(c) 臨時電力				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	8.23	0.75	4.28	0.39
契約電力1キロワット1日につき	16.45	1.50	8.55	0.78
(d) 農事用電力B				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35	7.70	0.70
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69	15.39	1.40
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.50	0.23	1.30	0.12

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年2月1日から2025年3月31日までの期間		2025年4月1日から2025年4月30日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	1.30	0.12	0.70	0.06

(3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価		消費税等相当額	
	円	銭厘	円	銭厘
イ 定額制供給の場合				
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A				
電灯				
10ワットまでの1灯につき	0.641		0.058	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282		0.117	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563		0.233	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846		0.350	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409		0.583	
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409		0.583	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914		0.174	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828		0.348	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828		0.348	
(ロ) 臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052		0.005	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103		0.009	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103		0.009	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033		0.094	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033		0.094	
(ハ) 臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	1.086		0.099	
(ニ) 農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	1.954		0.178	
ロ 従量制供給の場合				
1キロワット時につき	0.165		0.015	

(4) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (1) ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.157	円 銭厘 0.014

(5) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (2) ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014